

【2025 年度以降入学者】

明治大学大学院情報コミュニケーション研究科 博士学位取得のためのガイドライン

【本研究科で授与される学位】

情報コミュニケーション学専攻

博士（情報コミュニケーション学）

Doctor of Information and Communication

【博士学位請求の要件】

在学期間

- (1) 本研究科博士後期課程に3年以上（見込を含む）在学し、所定の研究指導を受けていること。
- (2) 本研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の研究指導を受けた後退学した者にあつては、博士後期課程入学の日から起算して8年以内に限り、研究科委員会の許可を得て再入学し、課程博士の学位を請求できるものとする。

単位要件

- (1) 指導教員による必要な研究指導を受けなければならない。
- (2) 必要な単位数を修得し、博士論文の審査に合格しなければならない。
- (3) 「研究論文指導」12単位、「情報コミュニケーション学学際研究」12単位の計24単位を必修とする。

研究業績

情報コミュニケーション研究科の『情報コミュニケーション研究論集』などに論文を計3本以上掲載されること。原則としてその内の1本は、学外の査読付学術雑誌とし、博士学位請求論文に関連する学術論文であること。

研究倫理教育の受講

本学が定める研究倫理教育を受講していること。

研究指導

以下に掲げる本研究科学位請求までのプロセスを経ているものとする。

【学位請求までのプロセス】

研究指導

入学時に決定している指導教員が研究指導の責任を負う。

指導教員による必要な研究指導を受けたうえ、博士学位請求論文を作成する。

なお、下記に記載したプロセスを該当年次に全て実施できない場合は、次年度再度同じプロセスを経ることとする。

(1) 第1年次

- ①博士前期課程で学んだ基礎知識及び入学時に決定した指導教員の助言に基づき、博士学位請求論文作成のための3カ年の研究計画を立てる。
- ②学生は学際共同研究プロジェクトに、事前に提出された研究計画書に基づいて指導教員の指導のもと参加できる。
- ③情報コミュニケーション学学際研究の授業において、入学以前の研究及び今後の研究について報告する。

(2) 第2年次

- ①学年はじめの所定の時期までに「博士論文作成計画書」を指導教員の許可を受け本研究科に提出する。同計画書には、博士論文のテーマ、問題設定とアプローチ方法、論文執筆に向けた作業工程等を記載するものとする。
- ②学年はじめの所定の時期までに「研究計画中間報告書」を指導教員の許可を受け本研究科に提出する。指導教員は、学生の研究計画の到達状況を確認し、面談を行うものとする。
- ③情報コミュニケーション学学際研究の授業において、外部講師招聘講義を各自が主催実施する。これは、自身の取り組んでいる研究に関連した研究者との繋がりを強化するために実施するものであり、これにより外部とのネットワークを構築する。

(3) 第3年次（留籍者含む）

- ①博士学位請求予定者は、学年はじめの所定の時期までに「博士学位請求予備登録票」および「研究計画最終報告書」を指導教員の許可を受け本研究科に毎年次提出する。指導教員は、学生の研究計画の到達状況を確認し、面談を行うものとする。
- ②当該年度に博士学位の請求をしない者は、学年はじめの所定の時期までに「博士論文執筆計画書」を指導教員の許可を受け本研究科に提出する。同計画書には、博士論文のテーマ、問題設定とアプローチ方法、論文執筆に向けた作業工程等を記載するものとする。情報コミュニケーション学学際研究の授業において、学位請求論文のプロット報告を行う。なお、当該年度に行わないものはそれに代わる報告を行う。
- ③博士学位請求予定者は、所定の時期に実施される事前報告会で、学位請求論文内容を報告する。教員、学外研究者、大学院生等からコメントを受け、論文内容をより深化させるものとする。
- ④博士論文提出資格を承認された学生は、所定の時期までに、学位請求論文を提出する。

【博士論文に求められる要件】

本研究科の博士の学位論文は、21世紀の諸問題を、学際的・複数領域横断的に把握・定式化し、有効な学問・政策的ポートフォリオを自ら案出できる資質や能力をもつものと認められなければならない。また、相応の質・量、内容・水準を備え、以下の点に留意したものでなければならない。

- (1) 研究目的・研究意義
- (2) 論文の独創性
- (3) 研究テーマの学問的意義・適切性
- (4) 論文の体系性
- (5) 先行研究の調査
- (6) 理論的分析・実証的分析
- (7) 論旨・主張の統合性と一貫性
- (8) 研究倫理の遵守
- (9) 形式的要件

【博士学位請求時の提出書類・提出期日等】

提出書類

- (1) 学位請求論文
- (2) 論文要旨

A 4 判、4,000 字程度（英文の場合、1,000 ワード程度）

(3) 学位請求書※指導教員の署名を得ること。

【本学所定様式】

論文題名は邦文には英文訳を、欧文には邦文訳を付すこと。

（欧文が英文以外の場合、英文訳も付すこと。）

(4) 履歴書

【本学所定様式】

(5) 業績書

【本学所定様式】

(6) 業績書に記載した研究業績に関する資料

(注) 上記の提出書類に加え、「明治大学学術成果リポジトリ登録・公開許諾書」を所定の方法で提出しなければならない。

提出期日等

(1) 提出期日：4 月 1 日～10 月末日

(2) 提出先：大学院事務室情報コミュニケーション研究科

(3) 審査手数料：不要

【学位審査の概要】

指導教員による承認

博士学位を請求しようとする者は、博士論文提出資格を満たし、指導教員から当該論文の内容・水準・形式について確認及び指導を受け、指導教員が博士学位請求に十分な水準であると判断をした場合に、論文を提出することができる。

研究科委員会による受理審査

研究科執行部は提出された学位請求論文について、提出資格と当該論文の形式要件について確認を行う。研究科執行部が提出資格と論文の形式要件を満たすと判断した場合、研究科委員会を開催し、当該論文の受理について指導教員からの推薦をもとに審査し、受理の可否を決定する。

審査委員による本審査

研究科委員会は、学位請求論文としての受理を決定した論文に対して、主査 1 名及び副査 2 名以上の審査委員を選出する。

審査委員は、当該学位請求論文を中心としてこれに関連ある科目について、試問の方法により審査を行う。審査終了後、審査委員は研究科委員会に合否の提案とその理由を記した審査結果報告書を提出する。なお、審査委員による審査期間は概ね 6 ヶ月を標準とする。

学内機関による審査

研究科委員会は審査委員からの報告をもとに審議のうえ投票により合否を決定する。研究科委員会で合格と認められた者は、大学院委員会の承認を経て、博士学位が授与される。

【学位審査等に関わる教員の責務】

審査委員の構成と責務

審査委員は、指導教員のほか、当該論文に関連ある科目の担当教員 2 名以上（審査のため必要がある場合は、研究科委員会の議を経て、講師又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を求めることがある）により構成し、厳正なる学位審査に努めるものとする。

各教員の責務

各教員は、研究科委員会における審査において、当該論文を公正かつ客観的に評価し、当該学位の水

準を保つよう努めるものとする。

【博士学位論文の公表】

審査要旨の公表

博士学位が授与された場合は、当該論文の内容の要旨及び審査結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

学位論文の公表

博士学位論文は、本学学位規程第22条に準拠してこれを公表しなければならない。

明治大学学位規程 第22条

本大学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、明治大学審査学位論文と明記して、当該学位論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に、既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本大学の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を、求めに応じ、閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定による公表は、本大学の定めるところに従って、インターネットの利用により行うものとする。

※ 「やむを得ない事由がある場合」とは、客観的に見てやむを得ない特別な理由があると本大学が承認した場合をいう。

例 ① 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

② 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

③ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

なお、これらの場合においても、やむを得ない事由が解消された際には、速やかに博士論文全文をインターネットで公開しなければならない。

※ 博士学位論文提出にあたり、学位請求者は博士学位論文をインターネットにより公表することについての著作権関係上の諸問題を解消しておかなければならない。

例 ○ 刊行物の場合、出版社の了解を得ておくこと。

○ 引用の図版・写真がある場合、著作権者の同意を得ておくこと。

※ 博士学位論文が、特許などの申請に関連する場合、同申請手続きについては論文提出前に行っておかなければならない。なお、手続き方法等について不明な場合は、指導教員の指示を受けた後、各キャンパスの研究知財事務室に相談すること。

本学及び国立国会図書館における公表

- ・ 博士学位論文の要旨及び全文は「明治大学学術成果リポジトリ」により公表される。
- ・ 明治大学学術成果リポジトリにより公表された博士学位論文の要旨及び全文のデータは、国立国会図書館において利用に供される。